

一事不再議の原則を適用しない場合

1 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告の内容

通年議会においても一事不再議の原則が適用されるが、議決時点からの政治的、経済的又は社会的な環境変化があり、客観的に事情が変更したと認められる場合には、議会運営委員会において協議のうえ、事情変更の原則を適用する。事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。

なお、事情の変更があったときの判断基準については、今後、検討する必要がある。

2 地方自治法改正に伴う標準会議規則・標準委員会条例の改正等についての検討結果報告（全国都道府県議会議長会「議会運営等問題協議会」作成）抜粋

(1) 一事不再議の例外規定を設ける必要があるか。

一度議決された事件と同一の事項に係る事件の再提出を可能とする根拠を明らかにするために事情変更の原則を規定する場合には、できれば議長のみ判断ではなく、議会が主体的に判断を行うことが必要であることを明示することが適当と考える。具体的な運営としては、一事不再議の原則に触れると考えられる事件が議長に提出された場合には、議長は正式な受理は行わず、まず議運に諮り、一事に該当しない、又は事情変更の原則が適用されとの判断がなされた場合に正式な受理を行い、その後議長は本会議において当該事件を議題に供することとなる。

3 通年議会を先行して実施している自治体議会の取扱い

(1) 栃木県議会

会議規則を改正し、「ただし、事情の変更があるときは、この限りでない。」を追加した。

また、通常会議ごとに事情変更があったとみなすことはせず、事例ごとに判断する。

(2) 長崎県議会

会議規則を改正し、「ただし、事情の変更があったときはこの限りでない。」を追加した。

また、審議期間（議案上程、審議、議決にいたる一連の本会議の期間をいう。）の異なる本会議の都度、事情変更の原則を適用するものとする。

(3) 市町村議会

「定例月（3月、6月、9月及び12月）に再開する本会議の都度、事情変更があったものとみなす。」とする市町村が多い。

4 執行部の意見

定例的に再開する本会議の都度、事情変更があったものとみなしてほしい。

5 本県議会の取扱いについての考え方（案）

(1) 会議規則の改正

会議規則第16条を改正し、「ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。」を追加する。

【参考】改正後の会議規則（案）

（一事不再議）

第16条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

(2) 事情の変更があったときの判断基準

事情変更の有無については、議会運営委員会において事例ごとに協議し、判断を行うものとする。

6 今後の予定（案）

会議規則を改正するとともに、議会運営委員会の申合せ事項を作成する。

通年議会の実施に係る議会運営委員会の申合せ事項（案）

1 目的

この申合せは、通年議会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会期

定例会の会期は、毎年1月から12月までとする。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の会期は、第1回定例会を1月から4月までとし、第2回定例会を5月から12月までとする。

3 本会議

- (1) 本会議は、2月、6月、9月及び11月（以下「定例月」という。）に定例的に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。
- (2) 知事から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は、当該請求のあった日から7日以内に本会議を再開するものとする。

4 本会議の呼称

- (1) 定例会は、開会する年を冠して「平成〇〇年三重県議会定例会」と呼称する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は、「平成〇〇年第1回三重県議会定例会」及び「平成〇〇年第2回三重県議会定例会」と呼称する。
- (2) 各本会議は、次のとおり呼称する。
 - ①開会会議 定例会の招集により、1月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を含む。）
「平成〇〇年三重県議会定例会開会会議」
 - ②定例月会議 2月、6月、9月及び11月に定例的に開く本会議
「平成〇〇年三重県議会定例会〇月定例月会議」
 - ③3月会議 税制改正関連の条例案等の審議のため3月末に開く本会議
「平成〇〇年三重県議会定例会3月会議」
 - ④5月会議 役員選出等のため5月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を除く。）
「平成〇〇年三重県議会定例会5月会議」
 - ⑤緊急会議 開会会議、定例月会議、3月会議及び5月会議以外に緊急に必要なが生じた際に開く本会議
「平成〇〇年三重県議会定例会第〇回緊急会議」

5 議案等の番号

- (1) 議員及び委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、暦年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。
- (2) 知事から提出される議案等は、暦年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

6 議事日程

議事日程は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

7 事情変更の原則の取扱い

事情変更の有無については、議会運営委員会において事例ごとに協議し、判断を行うものとする。

8 会議録

会議録は、定例会会議の採決日を区切りとして、年に4回調製し、議会ホームページに登載する。ただし、会議録の印刷製本（磁気ディスクの作成を含む。）は、定例会ごとに行う。

TPP協定の発効に伴う影響から農業と 国民生活を守ることを求める意見書

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、既に参加国による署名が行われ、参加国の国内における批准手続を進める段階に入っている。

政府は、TPP協定の発効に伴う影響等に対応するため、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、これに基づく平成27年度補正予算及び平成28年度予算において、農業の体質強化や経営の安定化等に向けた万全の対策を講じるとしている。しかしながら、「衆参両院における農林水産委員会の決議」において、政府に求めていた農産物の重要品目の聖域を確保することや食品の安全性に関する基準等を確保することなどが、TPP協定の内容に反映されているかについて、十分な検証は行われていない。また、TPP協定の発効による農業生産等への影響についても、未だ国民の理解及び国民的な議論が進んでおらず、地域における生産現場の不安は払拭されていない状況にある。

本県においても、TPP協定の発効に伴う関税の撤廃や削減により、県内で生産される農産物と輸入される農産物との価格競争が高まり、県内で生産される農産物の価格が下落することなどが想定され、農業従事者の生産意欲の減退、農業経営の悪化による離農者の増加が懸念されている。

また、TPP協定において、他国との規制の整合性に関する規定が盛り込まれたことにより、我が国の食品の安全性に関する基準や食品表示に関する規制等の確保が既に揺るぎ始めているのではないかとの不安も増大している。

更に、TPP協定の発効に伴い、現時点において予期されない影響が明らかになることも考えられることから、農業従事者が安心して持続可能な農業を営むことができ、また消費者が安心・安全で信頼できる食を確保することができるよう、中長期的な視点に立った施策を展開することが求められる。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 TPP協定の内容が、「衆参両院における農林水産委員会の決議」の趣旨に沿ったものであるかについて、十分な検証を行うとともに、TPP協定の内容について国会及び国民に対して丁寧な説明を行うこと。
- 2 TPP協定の発効に伴い、予期されない影響が明らかになった場合は、緊急的対策を講じるとともに、農業従事者が安心して持続可能な農業を営むことができるよう、農業生産の維持及び拡大に向けた中長期的な視点に立った政策を確立すること。
- 3 農業生産の減少や食料自給率の減少を招くことがないように、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる食料自給率の目標を超える食料自給率の達成に向けた対策を講じること。
- 4 遺伝子組換え食品等の表示に関する規制や食品添加物等の安全性に関する基準を確保し、消費者の不安を払拭する対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

三重県議会議長 中村進一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

TPP協定の締結等に関する慎重な審議及び我が国の農業と国民生活を守ることを求める意見書

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、既に参加国による署名が行われ、参加国の国内における批准手続を進める段階に入っている。

政府は、TPP協定の発効に伴う影響等に対応するため、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、農業の体質強化や経営の安定化等に向けた対策を講じている。しかしながら、「衆参両院における農林水産委員会の決議」において、政府に求めていた農産物の重要品目の聖域を確保することや食品の安全性に関する基準等を確保することなどが、TPP協定の内容に反映されているかについて、十分な検証は行われていない。

本県においても、TPP協定の発効に伴って農産物の価格が下落することなどが想定され、農業従事者の生産意欲の減退、農業経営の悪化による離農者の増加が懸念されている。

また、TPP協定の発効により、我が国の食品の安全性に関する基準等が確保されるかどうかについて不安も増大している。

現在、TPP協定の締結に関する国会の承認が求められているとともに、TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が提出されているところであるが、生産現場の不安などを払拭し、国民の理解を得た上で、必要な手続が進められるよう、国会において十分な議論を尽くすことが求められる。

更に、TPP協定の発効に伴い、現時点において予期されない影響が明らかになることも考えられることから、中長期的な視点に立った施策を展開することが求められる。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 TPP協定の内容が、「衆参両院における農林水産委員会の決議」の趣旨に沿ったものであるかについて、十分な検証を行うとともに、TPP協

定の内容について国会及び国民に対して丁寧な説明を行うこと。

- 2 TPP協定の発効が我が国の農業及び国民生活に多大な影響を与えるものであることに鑑み、国会においてTPP協定の承認及び同協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の審議を慎重に行い、十分な議論を尽くすこと。
- 3 TPP協定の発効に伴い、予期されない影響が明らかになった場合は、緊急的対策を講じるとともに、農業従事者が安心して持続可能な農業を営むことができるよう、農業生産の維持及び拡大に向けた中長期的な視点に立った政策を確立すること。
- 4 農業生産の減少や食料自給率の減少を招くことがないよう、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる食料自給率の目標を超える食料自給率の達成に向けた対策を講じること。
- 5 遺伝子組換え食品等の表示に関する規制や食品添加物等の安全性に関する基準を確保し、消費者の不安を払拭する対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月19日

三重県議会議長 中村進一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

外務大臣

農林水産大臣